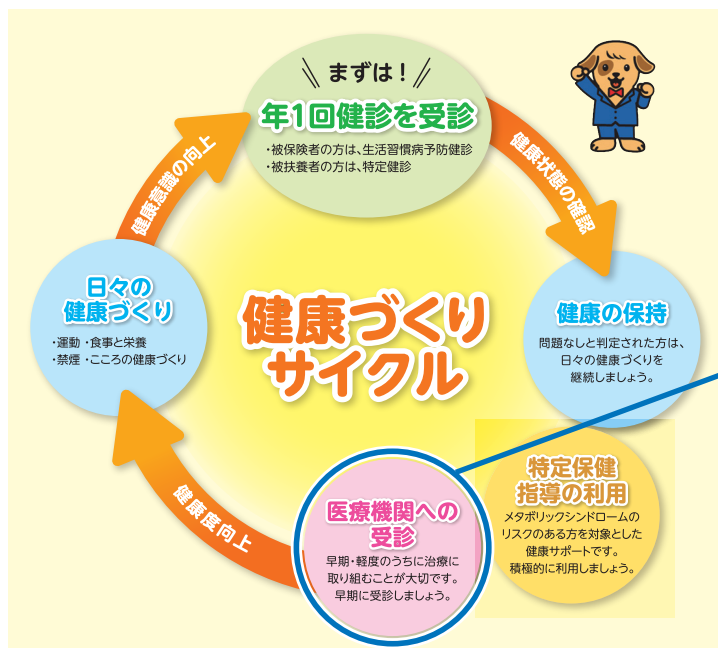


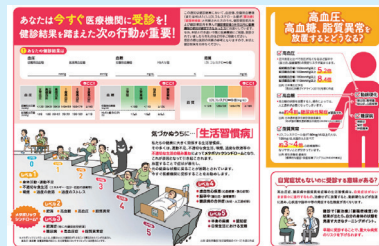
健診後の行動が
あなたを守ります!

健診結果で【要治療】と判定された方は医療機関に早期受診を!



健診結果に【要治療】や【要精密検査】の項目があった方、「自覚症状がないから」とそのまま放置していませんか?

協会けんぽでは、加入者の皆様にいつでも健康で過ごしていただくため、健診結果で【要治療】や【要精密検査】と判定されながらも、医療機関への受診が確認できない方に早期受診を呼びかけるご案内をお送りしています。



ご案内
イメージ

対象者 (1～3全てに該当する方)

1. 生活習慣病予防健診を受診した方、特定健診を受診した方又は事業者健診データをご提供いただいた方
2. 健診受診前1か月および健診受診月を含む健診受診後3か月以内に、医療機関の受診が確認できない方
3. 以下の基準のうち、いずれか1つでも該当する方

血 圧		血 糖		脂 質
収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c	LDL コレステロール
160mmHg 以上	100mmHg 以上	126mg/dL 以上	6.5 % 以上	180mg/dL 以上

協会けんぽからのお願い

高血圧、高血糖、脂質異常などを放置しておくと、「心筋梗塞、脳卒中」など大きな病気を発症する危険性が高くなります。

早期に医療機関を受診することで、病気の進行を防ぐとともにご自身の健康を守ることにつながります。

協会けんぽからのご案内が届いた方は速やかに医療機関を受診してください。

【お問い合わせ先】 保健グループ 0776-27-8300(音声ガイダンス②)



協会けんぽへのお問い合わせは・・・

協会けんぽ福井支部の代表電話は自動音声案内によりご案内しております。
電話でのお問い合わせの際は、以下の一覧をご活用ください。

☎0776-27-8300 (代表)

【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝・年末年始を除く）

《音声案内に従って、番号をお選びください》※音声案内の途中でもお選びいただけます。

0 マイナ保険証や資格情報のお知らせ・資格確認書についてのご相談

マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書、オンライン資格確認、健康保険証の廃止

1 健康保険制度や申請方法についてのご相談

傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料（費）療養費（立替払・治療用装具・柔道整復・鍼灸）、退職後の健康保険（任意継続健康保険）、高齢受給者証の交付、限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証含む）の交付



2 健康診断・保健指導についてのご相談

生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導
事業者健診（定期健康診断）結果データ提供、健診機関からの費用請求

3 交通事故・レセプト・返納金についてのご相談

負傷原因の照会、第三者行為（交通事故等）、協会から返戻されたレセプト（医療機関、薬局）医療費の返納金、労働災害・通勤災害判明による医療費の返納金、医療費のお知らせ

4 その他のご相談

事業所における健康づくり、情報提供サービス、ジェネリック医薬品
個人情報開示、健康保険委員ほか

資格確認書の送付時期について

協会けんぽでは、現在、健康保険証をお持ちの加入者であって、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方を対象に資格確認書※を被保険者様のご自宅へお送りします。

協会けんぽ福井支部の加入者様につきましては、**令和7年10月から**順次送付いたします。

※マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際に必要な証明書（カード）。



資格確認書イメージ

